

令和6年度（2024年度）北海道倶知安高等学校部活動に係る活動方針

北海道倶知安高等学校

部活動の活動方針策定の趣旨について

本校の教育活動をふまえ、北海道教育委員会による「道立学校における部活動の方針」に即し、生徒がバランスのとれた学校生活をおくるとともに、教職員の部活動における負担軽減による働き方改革の推進を目的として、本校部活動の活動方針を策定する。

なお、本活動方針は毎年度策定するとともに、必要に応じて内容の見直しを行う。

1 部活動の目的

部活動は、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養に資するものであり、単に、知識・技術・競技力を向上するだけではなく、多様な活動・経験を通じて、人間的な成長を目指す。

2 部活動の運営について

- (1) 年間及び毎月の活動計画等を作成し、計画的な活動を行うとともに、保護者にも提示して理解と協力を求める。
- (2) 部活動顧問は原則として複数で担当し、過度の負担が生じないようにする。
- (3) 定期的に部顧問会議を開催し、活動方針等について再確認する。

3 本年度の部活動

本年度設置する部活動は、次のとおりとする。

- (1) 運動部：陸上競技部、バスケットボール部、バレーボール部、卓球部、ソフトテニス部、テニス部、バドミントン部、サッカー部、剣道部、スキー部、少林寺拳法部、野球部
- (2) 文化部：新聞局、吹奏楽局、放送局、演劇部、美術部、書道部
- (3) 同好会：ESS、ボランティア、パソコン、家庭クラブ

4 休養日及び活動時間の設定について

- (1) 休養日は、平日1日以上、土・日曜日は月1回以上、学校全体で部活動等を行わない日（学校閉庁日や定期考査期間等）を含め、年間で73日間以上設定する。
- (2) 1日の活動時間は、平日で3時間程度、学校の休業日は4時間程度とする。ただし、大会やコンクール等への出場、練習試合等で4時間以上の活動となる場合は、生徒の健康管理に十分配慮して、休憩時間を適切に設定し、無理のない範囲で活動するとともに、その後に休養日を設ける。

5 安全面への配慮

- (1) 事故の未然防止のため、施設・設備等の点検を定期的実施する。
- (2) 無理のない活動内容をこころがけ、自主的にを行うことを基本とする。
- (3) 大会参加や練習試合については、日程等を十分に考慮し過度な負担とならないようにする。
- (4) 熱中症への対応には十分に留意し、事前に生徒の健康状態の把握するとともに、活動場所で測定した暑さ指数（WBGT）が31℃以上の場合、原則として活動を行わない。

6 指導及び保護者の協力について

- (1) 体罰等の禁止について

部活動顧問等の指導は、いかなる理由があっても、体罰を正当化してはならず、体罰等は決して許されるものではないことを自覚し、適切な指導方法、コミュニケーションの充実等により、生徒の意欲や自主的な活動を促す。

(2) 保護者の理解と協力について

保護者の理解と協力は、部活動の運営上欠かすことのできないたいせつなことであることから、顧問としての指導に関する基本方針、練習計画、活動時間、休養日を明確にし、保護者に示す。

7 部活動に係る相談等の窓口

北海道倶知安高等学校 TEL:0136 - 22 - 1085 (担当 教頭)